

声をあげる、立ち上がる市民

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.26 (2023.3.6)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 「命力エシテ」 榎雄二 P1
- ② 「命力エシテ」をめぐって P2~3
- ③ チラシ拒否裁判報告 P3~5
- ④ 東大和市議会に「内閣府『方針』撤回陳情」提出 P5~6
- ⑤ 選挙と住民運動 P7~10
- ⑥ 詩の縦組み問題に寄せて (安藤直樹) P10~11
- ⑦ 「マイナ狂騒曲」 P12

「自由と人権」
ホームページ



ご自由に
お持ちください

命力エシテ

榎雄二

ライ病ダッタ父ト
ライ病ダッタ母ハ

ゼツタイ隔離ノ収容所デメグリアイ
ヤガテ母ハボクヲミコモッタ

「オマエラニ子ヲ産ムシカクナシ」ガ
収容所ノオキテ

フルサトカラヒキハナサレ

タヨルベキミヨリサエナイ父ト母ハ

トホウニクレルバカリ

デモボクハ母ノオナカノナカデ

ダンダン太キクナッテイッタ

ソナアル日

母ハ医者ニヨバレテ

イキナリ手術台ヘオシタオサレ

ボクヲ墮ロサレタノダ

泣キサケブフ母ノクチヲフサイダゴムテブクロノ手

ガ

コンドハ膿盆デカスカナ産声ヲアゲタボクノ

クチヲフサギ息ノネトメ

ホルマリノピンニ漬ケコンダ

ボクハ墮胎児ノ標本

父ハクツシヨクノ断種手術ニウチノメサレタ

アレカラ何年タッタノダロウ

父ハ強制労働デ死ニ

母モ老イテトックニ亡クナッタ

「アタシダッテソウヨ」ト

トナリノピンノ子ガツフヤイタ

1916年コンナ手術ガオコナワレハシメテイライ

ボクヲチアタシタチノ数ハ3000余

ライ病ガハンセン病トイ改メラレテカラハ

カイボウテキシユツ臓器アツカイデ

ヒソカニ処分サレモウミンナイナイイナイダ

デモボクヲチアタシタチノコノ声ガ聞コエマセンカ

「命力エシテ!」

(『死ぬふりだけでやめとけや 榎雄二詩文集』収載)

「命力エシテ」をめぐって

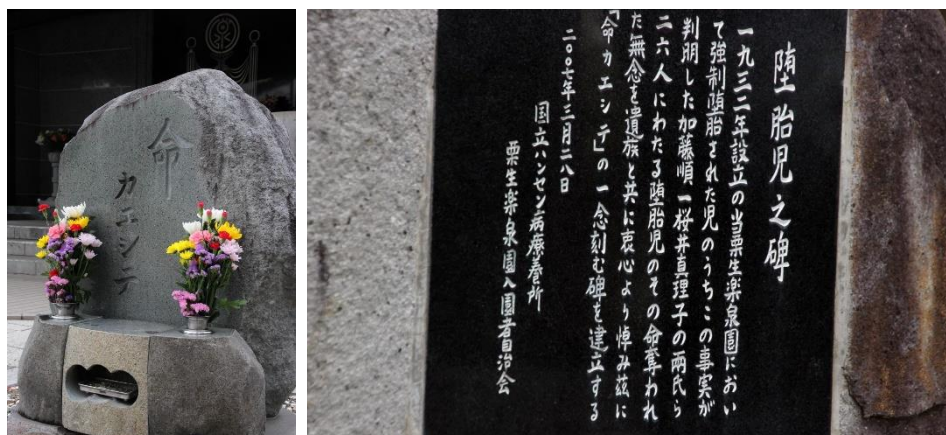
「ハンセン病文学」（このような呼称が妥当かどうか分からないが…）と聞いて、ぼくの頭に浮かぶのは北條民雄の「いのちの初夜」ぐらいしかなかった。そもそも、そのようなジャンルに興味はなかったというのが正直なところ。

改めて「いのちの初夜」を読んでみようと思ったのは、『死ぬふりだけはやめとけや 弐雄二詩文集』の存在を知ったからである。題名が強烈だったので手にしたのだが、内容も鮮烈だった。中でも表紙に掲載した「命力エシテ」は、異色であり、あたかも内臓を抉り出すかのような生々しさを持っている作品である。虚構でありながら恐ろしい程のリアリティが感じられ、生まれる前に命奪われ、闇から闇へと葬られた胎児たちの無念の叫びが伝わってくる。

作者の弐雄二（故人）は7歳でハンセン病を発症し、国立療養所多摩全生園に入所、19歳で群馬県草津の山の中にある栗生楽泉園に転園した。ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会（全原協）の会長を務め、国を相手取った裁判に勝利（2001年）し、国の謝罪も勝ちとった。いっぽう弐は園内外の療養所における文学活動にも積極的にかかわり、数々の詩文を著してきた。「命力エシテ」はその中の一篇である。

「命力エシテ」という胎児の叫びは、一義的には、国の誤った政策により出生前に命を奪われた胎児の叫びだ。ここで「国」というとき、それを支え、構成しているわたしや、あなたもまた胎児の命を奪った加害者の側におり、さらに言えば、ハンセン病の隔離、差別に対しして無縁の存在ではいられない。この詩がわたしたちに問いかけ、心に突き刺さるように感じるのはそのためだろう。

この詩の題名と同じ墮胎児之碑が、草津の栗生楽泉園にある（画像）。この碑銘についても国からは「墮」を削るよう要請があったが、自治会側の主張を



貞昌院
Photo Log



とおし「墮胎児之碑」となったそうである（「貞昌院 Photo Log」より。画像も同じ。※QRコード参照）。

いつまでたっても、国は不都合な真実を隠そうとするものらしい。

実はこの詩に惹かれたことから、「ハンセン病文学」やハンセン病療養所について改めて興味を抱き、ハンセン病資料館に行ってみたいという思いが強くなった。

ハンセン病資料館は、東村山市の国立多摩全生園の敷地内にあり、隣の市に住むぼくにとって、（風景的にだが、）既知の場所ではあった。商売をやっていた親戚の手伝いで、職員宿舎を訪れたこともあり、園内を通り抜けて通勤したこともある。通勤の時はともかく、ハンセン病に対する偏見から、宿舎訪問の際にはかなり緊張していた記憶がある。弐も、全生園に一時入所していた。

武蔵村山市の「PTSD の復員日本兵と暮らした家族が語り合う会」代表、黒井秋夫さんをお誘いし、ご夫妻と 3 名で資料館を訪れた。PTSD の復員日本兵の問題も、国の政策の犠牲者という意味では、根底で繋がっている。

復元した施設の一画や実物展示、映像資料、デジタル機器を利用した案内など、館内展示物や解説は充実している。展示施設は広く、空間的にも余裕のあるつくりとなっている。とても短時間では見切れない。この日は時間の都合もあったので、1 時間少して見学を切り上げ、退館した。また改めて、何度かに分けて再訪することにして。

少しだけケチをつけておけば、国立ハンセン病資料館の運営主体が、日本船舶振興会の流れをくむ笹川保健財団であること。このことがとても気になる、というより気に入らない。また、同財団は昨年 5 月に東京都労働委員会から、学芸員として勤務していた労働組合員 2 人に対する不当労働行為（組合活動を理由とした雇い入れ拒否）を指摘され、雇用することを命じられている。

羊の皮をかぶった狼ではないだろうな？



【チラシ拒否裁判裁判報告】

控訴理由書を東京高裁に提出



2 月 20 日、東京高等裁判所に控訴理由書を提出しました。高裁での第一回口頭弁論は追って決まります。決定次第ネットでお知らせします。ご都合のよろしい方はぜひ傍聴にいらしてください。

ここでは控訴理由書の一部（第 2～第 4）を掲載します。

控訴理由書より

《前略》

第 2 審理不尽

東京地方裁判所立川支部では、原告、被告の事実認識が相反したものとなった。すなわち、館長の受領拒否の有無、左記不作為を利用したチラシ内容の書き換え強要の有無である。具体的には、館長の受領拒否や書き換え強要を意味する発言の有無に関する主張が対立するものとなった。

控訴人は上記事実を明らかにすべく、行政不服審査請求における処分庁側提出文書（甲 7 号証・甲 8 号証）、及び同審査請求での口頭意見陳述記録（甲 9 号証）、審査庁の決裁書（甲 4 号証）を提出した。また、第 4 口頭弁論において館長の証人尋問を希望する旨を告げ、証拠申し出書を提出したが、第 5 回口頭弁論において、これは認められず、即結審となった。

本件は、事件当事者である控訴人による本人訴訟であるが、法廷に出廷する被控訴人は代理人でしかない。天と地ほども異なる双方の主張の真偽を確かめるには、当事者同士の立ち合いが必要であることは言うまでもない。現に、同審査会の口頭意見陳述の場での証言が、事実接近するための重要な手段であったことは、原告準備書面（2）に述べた通り明らかである。法廷に本件の当事者である中央公民

館長を呼んで話を聞くことは、事実を確かめるためには必須なことであつたし、同時にフェアなことであつた。

しかしながら地裁審理では、提出された証拠により証人尋問は不要であるとし（第 5 回口頭弁論）、これを認めなかった。このような地裁の判断は、真実に迫る姿勢に欠け、傲慢ですらある。証拠収集のための有力な材料となる館長の証人尋問を放棄し、「事実を認めるに足りる的確な証拠はない。」（地裁判決 4 頁 6 行）とするがごときは、真摯な審理とはいいがたく、控訴人は審理不尽である旨主張する。併せて東大和市立中央公民館館長 佐伯芳幸の証人尋問のため、証拠申立書を提出するものである。

第 3 違法行為の見過ごし

控訴人による、東大和市立中央公民館長に対するチラシ 1 の配置依頼は、東大和市立公民館条例施行規則（甲 5 号証）第 10 条 1 項による申請であり、これは行政手続法第 2 条 3 項の申請にあたる。しかも許可を与える条件としてチラシ 1 の書き換えを求め、控訴人がこれを拒否したにもかかわらず、館長は許諾の事務を怠り続けた。

被控訴人も認めている通り、館長によるチラシ 1 に対する書き換え要求は、「公民館運営事務処理取扱基準に基づくものではない」（被告準備書面（2）5 頁 20～21 行）のであり、同要求は法的根拠に基づかない館長の主観的判断という他なく、控訴人がこれに従う義務はない。

控訴人が書き換えの必要性はないと館長に反論し、その意思もないと告げたにもかかわらず、チラシ 1 の掲示の許諾を示さないまま、これを受け取らず、更に自身の主観的判断に沿った書き換えを要求し続けることは、行政手続法第 7 条の申請に対する審査、応答義務違反である（最高裁昭和 60 年 7 月 16 日判決）。チラシ 1 申請に対する応答を怠ることは、すなわち受領拒否であり、チラシ 1 の配置拒否を意味する。

仮に、「館長が、本件チラシに関し、『認められない』『これはだめだよ』などと発言した事実を認めるに足りる的確な証拠はない」（地裁判決 4 頁 5～6 行）としても、館長の書き換え要求は法的根拠に基づくものではなく（被告準備書面（2）5 頁「オ 第 5 段落について」）、また、控訴人の書き換えの意思がないことを館長は確認しており（「別紙口頭意見陳述」（甲 9 号証）12 頁 21～22 行）ながら、チラシの受け取りをせず、更に書き換え要求を行うなど、館長に行政手続法第 7 条の違法行為があつたことは明らかである。

法に基づかないチラシ 1 の書き換え要求がなされ、地裁判決も「原告から修正には応じない意向を示された後も、繰り返し本件記載部分の修正を求めたこと」（3 頁 3 頁 23 行～25 行、及び 4 頁 7～8 行）と認定しているにもかかわらず、これを行政手続法第 7 条違反としないのは不当である。

第 4 事実の歪曲

地裁判決は「原告が、館長と 30 分程度やり取りした後、館長の上記対応には納得できなかったものの、本件催しの開催が迫っていた事情から、本件チラシの配置を優先することとして本件チラシを持ち帰ったことが認められる。」（3 頁 25 行～4 頁 1 行）と認定しながら、「原告に翻意を促したとはいえるが、原告に修正を強要したと直ちに推認することもできない。」（4 頁 8～9 行）としている。

法的な根拠もない書き換え要求に対し、控訴人としてその必要はなく、書き換えを拒否する意向を示しているにもかかわらず、更にその要求を続け、チラシ 1 の受領に至らない（行政手続法第 7 条違反）館長に対し、チラシ配置を申請（東大和市立公民館条例施行規則（甲 5 号証）第 10 条 1 項、並びに行政手続法第 2 条）している控訴人がその場でなし得ることは限られている。すなわち、チラシの配置そのものをあきらめるか、館長の意向に沿った書き換えに応じるかである。

このような事態に対し、後者の選択（チラシ 1 の書き換え）をしたとして、それが申請者である控訴人の自由意思に基づく選択ということはできない。地裁判決は、翻意を促したが、修正の強要ではないとしているが（上記引用）、これは事実誤認である。申請者の自由意思に基づかない選択（チラシ 1 の書き換え）は、館長による強制の産物以外の何ものでもない。館長が行政手続法に則り、チラシ 1 を受領したならば、申請者である控訴人はチラシ 1 を書き換える必要はなかったのである。

「館長がチラシ 1 を受け取らないので、仕方なく書き換えた」のか、「申請人が納得して書き換えた結果、館長はチラシ 2 を受け取った」のか、控訴人の示す証拠と主張からは、後者があり得ない虚構であることは明白である。すなわち被控訴人の主張は、原因と結果を逆転して陳述しているのである。上記のごとき明らかな事実を歪曲し、黒を白と言い換える地裁判決は、妥当性を欠くものであり、これを容認することはできない。

《後略》



東大和市議会に「内閣府『方針』撤回陳情」提出

—日本学術会議法の一部改訂は、現政権による軍拡政策の一環に他ならない—

昨年 12 月 8 日、本学術会議第 186 回総会が開催された。この総会には内閣府の笹川室長も参加しており、総会のわずか 2 日前の 12 月 6 日に発表された「日本学術会議の在り方についての方針」（以下、「内閣府方針」と略す）について、会員から質問と意見が寄せられた。これに対し笹川室長はまともに答えることはできず、発言内容は一般論への逃亡に過ぎなかった。

この総会で、東京大学の浅間一教授が述べたことは、科学者や学術会議のあるべき姿を的確に表現し、同時に内閣府方針に対する根底的な批判にもなっていると思われるので、ここに再録する。

日本学術会議は国益のために存在する組織ではありません。日本学術会議は国益のためではなくて、人類のために存在する組織でありまして、そのために真実を追っている、科学的な知識を作っているという存在だと思う。先週（日本学術会議元会長）吉川弘之先生とお話しする機会があり、はっきりおっしゃっていたが、その学術的な知識を作った結果、公的知識というのは日本人だけでなく、世界で人類が用いることによって人類に貢献する、これが重要なミッションだということであり、ここが政府と違うところなんです。ここをしっかりと認識したうえで、その存在意義、独立性の担保というものがやはり議論されなければいけないのではないかと思います。だからこそ国際連携が重要であり、日本学術会議がそういった活動を活発に行っていくんだと思う。

これ以上何も付け加えることはないと思う。浅間教授の発言は、かつての日本の科学アカデミー（とりわけ日本学術振興会）が、アジア太平洋戦争時において、戦争政策に積極的に協力してきた反省から生まれたものが日本学術会議であるということを踏まえたものと、わたしは理解した。

今般の政府による日本学術会議に対する介入（学術会議法の一部改訂）意図は、まさにこのことに尽きるのではないか。すなわち、日本学術会議を、岸田政権の大軍拡方針に積極的に協力する組織に変質させることを認めるのか否かということだ。

大軍拡政策に反対する市民として、これを見過ごすことは、日本国憲法の平和主義に反し、わたしたち自身の生活をも脅かすことになるという自覚のもと、右のような内閣府「方針」撤回陳情を市民に提起、市議会に提出したものである。

※この陳情の今後審議経過や、採決結果などについては、「自由と人権通信」やホームページで報告します。



日本学術会議による2022年12月21日声明を支持し、
内閣府「方針」（同年12月6日）を撤回することを、政府に申し入れよう求める陳情

陳情趣旨

日本学術会議が2022年12月21日に発した「内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』（令和4年12月6日）について再考を求めます」という声明を東大和市議会が支持し、内閣府「方針」を撤回することを、これを政府に対して申し入れよう求めます。

陳情理由

内閣府が日本学術会議第186回総会（2022年12月8日）のわずか2日前に提示した「日本学術会議の在り方についての方針」は、以下の理由で合理性、道義性に欠けるものであり、撤回されるべきものです。

- 1、政府側との合意に基づき、学術会議が自主的な運営の改善をすすめているなか、唐突に日本学術会議法の改訂が提起されるなど、誠実さに欠ける対応であること。
- 2、会員選考に関し、第三者委員会の関与を求めるなど、学術会議の自律性・独立性が危うくされ、学問の自由（憲法第23条）が侵害される恐れがあること。
- 3、2020年10月に菅前首相が行った6名の学術会議会員の任命拒否の違法性（日本学術会議法第7条2項違反）・不当性の正当化につながること。

「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」（日本学術会議法前文）とされるように、科学・学問・研究は、教育のそれと同じように、平和・福祉という人類社会の普遍的な利益のためにつくされなければなりません。それらが時の政権の政治方針に奉仕するものとなれば、最終的には国家的利益の損失につながり、基本的な人権さえも抑圧されることは、先の大戦の結末を見るまでもなく明らかなことです。

今般の政府方針は、学術会議の人事選考をとおしてその独立性を危うくし、現政治勢力による大軍拡の企てに従わせようとするものです。学術や学問に対するこのような介入は、どのような立場に立とうとも決して許されるべきではなく、その撤回を求めるものです。

陳情者

住所 東京都東大和市

氏名 「自由と人権」代表 榎本清

（他 73 名）

2023年2月/6日

東大和市議会議長 関田正民 様



選挙と住民運動

－4年前を振り返って－

今年の4月には統一地方選がある。わたしの住む東大和市でも市長選と市議選が行われる。

選挙が大事なことはよくわかる。特に市民生活に密接にかかわる課題について、市長の姿勢や、市議会の政治勢力バランスによって、政策の方向が左右されるとなれば、関心を持たないわけにはいかない。

しかしわたしは、選挙に夢中になることには、どうも違和感がある。

4年前の話になる。前回の統一地方選（2019年4月）があった直前まで、南街・桜が丘地区では、東大和市桜が丘に小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設（以下「廃プラ施設」と略す）建設を巡って、その事業主体である小平・村山・大和衛生組合及び関係3市当局者と、地元住民（主に桜が丘地区にあるマンション管理組合と南街地区の自治会：共に複数）の間で協議や、時には激しいやり取りが演じられていた。協議の場は、当局者が設定した3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会（以下「協議会」と略す）であり、月に1回ぐらいの頻度で開かれていた。

地元住民の不安は化学物質の拡散、騒音・異臭発生への不安、ごみ処理車等の増加による交通混雑の増進などであった。実建設予定地はもともと東大和市単独の暫定リサイクル施設があった場所だが、新施設建設となれば、その施設規模、処理量や内容、運搬車両の増加は格段に増えると予想され、その不安は当然といえた。また、建設予定地には、隣接して高齢者介護施設や社宅があり、近隣には給食センターやマンションが立ち並び、とても廃プラ施設を建設すべき敵地とは考えられなかった。

そもそも、ここが新施設建設の候補地になったのも、3市の利害関係、政治的な力関係などから決定されたといういきさつもある。本来であれば、最初になされるべき地元住民の合意が後回しにされたことが、ことをこじらせた原因である。その意味で、衛生組合及び3市の負うべき責任は大きい。

地元住民には反対意見が多く、協議は最後まで難航したままであった。残念ながら、当該地区（桜が丘・南街）以外の東大和住民にとってはあまり関心を持たれない問題であったために、地元住民のエゴのように受け止められてしまった感もある。当局者はそのような傾向も読み込んだのであろう、2017年7月の連絡会において、地元住民有志から緊急動議（廃プラ施設を含めたごみ処理施設の建替え計画を一旦停止し、その見直しを要求するもの）が提出されたことを逆手に取り、11月の第46回（通算）協議会で同会の解散を一方的に宣言し、以降の話し合いを打ち切った。そして強引に建設に向け進み始めたのである。



1919年3月廃プラ施設は完成し、その落成式が年度末の31日に行われることとなった。

これまで廃プラ施設反対を表明していた者として（施設反対のチラシ2種を配布。また、和地ひとみ東大和市議（当時）による施設建設に賛成するチラシに対するカウンターチラシ1種を配布。いずれも「自由と人権」と実名・電話番号記入）、ゴリ押しのようにして建設された廃プラ施設の落成式を、黙って見過ごすことはできなかった。これに異論を唱える者の存在を可視化しないと、東大和市民はすべて

納得しているととらえられる、そのことが許せなかった。

わたしは、これまで反対運動(?)を共に進めてきた地元住民や、廃プラ施設問題に関心を持つ方々に、落成式場で反対の意思を示すことの必要性を訴えた。しかし、反面不安でもあった。時はまさに、市長選・市議選に突入していた。現地での行動に、地元住民がどれだけ参加するだろうか、顔をさらして反対を叫ぶことに抵抗がないとは言えない。

落成式場で(というより、近くの歩道で)、反対の意思を示すことは、「過激」でも何でも無い。むしろ民主的、合法的な抗議行動である。しかし、選挙の関係者が、それを「過激」と他から受け止められることを恐れ、また、地元住民が己が姿をさらすことにしり込みすることは、充分にあり得ることだった。

ひとりでも落成式場で反対の意思を示す、ということは決めていたものの、やはり仲間がいたほうがいいし、にぎやかにやったほうがいい。地元で組合運動をやっていた旧知の仲間からトラメガ(トランジスターメガホン)を借り、手製の横断幕も作った。地元住民や選挙関係者があまりあてにならないことも考え、地域外で支援してくれそうな方にも声をかけた。

当日は、5,6名の方が駆けつけてくれた。しかし、これまで協議会場で声高に反対を叫んでいたメンバーは顔を見せず、隣接するマンション、社宅からの参加者もゼロだった。地元住民で選挙に関わっている方がひとり参加してくれたのが、わたしにとっては救いだった。

わたしたちの行動は、その意味では浮き上がっていたといっている。それでも落成式に一筋の墨を塗りつけたことは確かだろう。反対の声があるということを、当局者や関係者に示せたという点では、今後につなげられる一歩を記したという自負はある。



住民運動とは、地域に密着した問題に対し、地域住民自身が意見を表明し、行動に移すことである。なかでも行政の施策に反対するものが多い。廃プラ施設反対の行動もそのひとつと言っている。

狭い地域の中で、声をあげ、顔をさらして反対を貫くことは、ある意味勇気のいることではある。「勇気」というよりは、「覚悟」といったほうがいいかもしれない。恥ずかしいし、となり近所で見られているという気まずさもある。それでも納得できないから、立ち上がらざるを得ないのが、住民運動である。

周りからは、変わり者扱いされるかもしれない、党派の人間だと決めつけられるかもしれない、そんな不安を抱えながら声をあげるのはしんどいことではある。時間もかかるし、体力もいる、時にはカネだって必要になる。すべて持ち出した。「まともな人」なら絶対にやらない、そういうものだと思っている。

だから、そのような住民運動を軽々しく「市民運動」とは、わたしはあまり呼びたくない。「市民」という言葉に、小市民的な保守性と、排他的なエゴイズムを感じ取ってしまうからである。

そのような運動に踏み出すことは、協議会に出て反対意見を表明し、選挙運動の応援をする人たちにとって、まったく異質なものと受け止められているのではないか。どちらも法的には容認される行動ではありながら、市民的「常識」に認知されやすい行動と、されにくい行動の違いと言ったらいいかもしれない。そのようなレッドラインから一步も踏み出さず、その枠内だけで行動している人が、自らの行動原則を認識しているか否かに、それは関わりない。ここでは詳しくは触れないが、日の丸・君が代問題での

被処分者である自分からすると、これと似たような構図は、かつての職場にも確かに存在したと言える。

いちどこんなことがあった。

現在の 3 市のごみ処理施設は、小平市中島町にある焼却施設と、東大和市桜が丘の廃プラ施設（双方の施設は、西武拝島線の線路を挟んで、直線にして 600m もない場所にある。）で構成されている。廃プラ施設は完成した 2019 年には、焼却施設はこれから建替えを進める段階であった。

45 年間で中島町に存在し続けたごみ焼却施設が、さらに同じ場所に 45 年建ち続ける。中島町に 100 年近く負荷を負わせることになる。地域負担の公平原則といった点からいっても、そうとう問題がある。

ただし、地元からは反対の声は聞こえてこない。中島町の方々がどのような考えなのかわからないが、廃プラ施設に反対している以上、焼却施設の建替え場所についても無関心ではられない。

この時すでに計画は終わり、着工を控えた段階ではあった。地元外とはいえ、関係市に住むものとして、反対意見は表明しておき、あわせて賛同する人も募ろうという考えから、同趣旨のチラシ（前記チラシと同様に、「自由と人権」と本名を記入し、電話番号を入れた。）を件の仲間と 2 人で中島町にまいた。

その後、小林小平市長（当時）が、都立の薬草園から、（焼却施設が設置、運営する）「こもればの足湯」まで歩いてタウンミーティングをするというので、建設反対のプラカードをもって参加した。これには、廃プラ施設反対の仲間も 2 人参加した（結果的には、抗議行動ではなく、たんなるタウンミーティング参加者としてであった）。

はじめはにこやかに対応していた市長もついにキレ、「デモみたいなマネはするな！」と言って怒りだした。こちらは何を言われてもやめる意思はないから、ずっと「デモみたいな」ことを続けた。



足湯に着いたが、「プラカードをしまわなければ入れない」という施設管理者のよって、入場は阻まれ、仕方ないので門外で立ち続けた。しかし、廃プラ施設反対派の 2 人は何を考えているのやら、ちゃっかりと入場して足湯につかっていたのだ。

わたしは茫然とした。足湯につかっていた仲間のうち一人は、中島町にピラ入れを共にした人である。管理者から足湯に入場させてもらえなかったことより、そのことのほうがよほどショックだった。彼らは足湯つかりながら、市長と仲良く懇談していたのか、後で聞く気にもなれなかった。

つまり、そういうことなのである。彼らとわたしでは、許容される水準が違うのだ。合法か非合法かというレベルではなく、市民にどう受けとられるかという基準で判断しているのだろう。自身の名と顔を知られることなくチラシを入れることは是としても、タウンミーティングという場で、顔をさらして抗議する、市長との間でカドを立てるというのは受け入れられない、そういうことかもしれない。

選挙活動についても、協議会での反対意見の表明についても、これと同じことが言える。候補者はとにかく、選挙を応援する人たち、激しい反対を叫ぶ人たちは、地元地域で顔と名前をさらすことはない。協議会という限られた場で当局を声高に批判することは、仲間から称賛されこそすれ、地域で異端扱いされることはない。選挙活動をして、匿名の個人であり、市民的安全圏にいられるのである。そこから一

歩踏み出し、抗議行動に参加さえしなければ……。

選挙戦に突入していて忙しいから、また「過激」と判断されることが選挙戦にマイナスだから、反対派の中から抗議行動に参加する人が（1人を除いては）出なかったわけではないと思う。彼らにとって、そもそも地元地域での抗議行動などは、市民的自由の埒外にある行動なのだ。顔が知られ、他者から「変わり者」と思われることなど、だれも望まない。その恐れがなく、市民的安逸を侵されない圏内で、「自由に」活動することが行動原理となっているのだろう。

選挙運動についても似たようなことが言える。選挙は票の取り合いだ。票に結びつかない種類の住民運動などには目もくれない。しかし、いったん票になると思えば、両手をもんですり寄ってくる。反対に市民的な反発を受け、票が逃げていくような活動からは、極力遠ざかる。これは、与野党を問わず同じだ。

そんな選挙活動に夢中になれようはずはない、少なくとも自分にとっては。地域住民にとって、選挙がまずあるのではない。住民の生活が第一であり、住民の運動があってこそ、選挙活動も活性化し、緊張感もうまれる、そのような関係が理想だと考えている。

そのような緊張感のない状態でたとえ当選したとしても、市長就任後の政策は八方美人的になり、有権者の期待からは程遠いものとなっていく。前市長の例がその最たるものではなかったか。少なくとも、4年前、そして今次選挙でその構図が変わったとはとても思えない。



話は飛ぶようだが、昨年2月27日、有志の市民や自治体議員の呼びかけで、渋谷駅前でロシア軍のウクライナ侵攻抗議集会が企画され、実施された。身近なところでは、この抗議集会を呼びかけた一人でもある武蔵野市の山本ひとみ市議がいる。同市議は地元でも市民運動に深く関わっているようだが、そのことも含め、わたしは高く評価したい。

わたしも重い体をおして参加したが、渋谷の路上を埋め尽くすように集まった参加者は、彼らの地元の有権者ではなかったろう。渋谷で反戦集会を開催し、いくら戦争反対を叫んでも、地元での集票に結びつくことはほとんどないだろう。しかし、これこそ本来の政治家のとるべき道ではないか。

東大和市議にそのような人物がひとりでもいるだろうか。身を挺して（集票を土返しして）住民のため、住民の運動に関わろうとする議員があるだろうかと考え、こころ寒い思いがするのである。

【投稿】

詩の縦組み問題に寄せて

安藤直樹

愛読している「自由と人権通信」を読んでいたら、榎本氏に対して「詩は縦書きにすべきだ」という問題提起があったという文章が載っていた。

それを読んで、まずわたしが思い出したのが、高橋新吉の⑩「皿」という詩。

高橋新吉は文学史上「ダダイスト詩人」として知られる。「皿」は彼が 1923（大正 12）年に発表した『ダダイスト新吉の詩』に収録されている作品である。

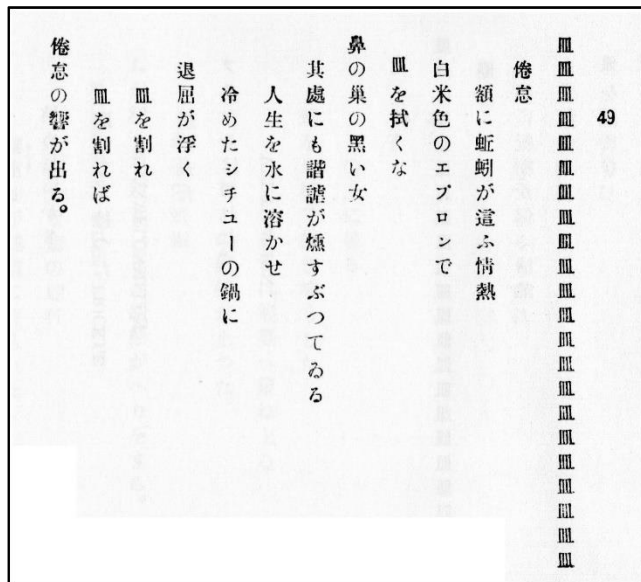
この詩は、

倦怠

という詩句で始まる。食堂で働く労働者に見る「倦怠」を表すために、高橋新吉は皿が積み重なる情景を詩に描いた。

しかし、上で引用した横組みの詩句では、「皿の積み重なり」の情景はまったく想像もつかない。この詩は「縦書き」だからこそ、詩の真髓が分かる仕組みになっている。（右図）

こういった詩の言葉を、情景やモノとの共鳴関係に置くことを意図した詩人としては、フランスのギヨーム・アポリネールがいる。アポリネールは 19 世紀末から 20 世紀にかけて、象徴主義とシュールレアリスムを統合す



政府による、なりふり構わぬマイナカードの普及促進政策は目に余る。カネと権力を不当に行行使し、本来任意であるべきマイナカードの強制は、法的にも問題である。

実際に、マイナンバーカードで健康保険証資格を確認できるオンラインシステム導入を、国が医療機関に義務付けたことは憲法違反だとして、東京保険医協会の医師 274 人が東京地裁に提訴している。

地方自治体は交付税の増額につられてマイナ申請窓口を増やし、カネに目がくらんだ住民は市の窓口に列をなす。市役所ばかりではない、ショッピングセンターなど人が集まるところに受付窓口を設けている。マイナカード促進のポスターは、いたるところに貼ってある。世も末という状況だ。

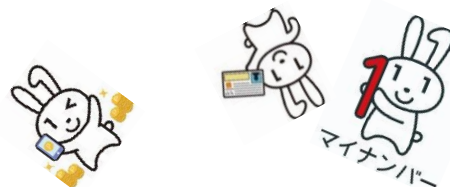
「マイナ狂騒曲」

ー「カステラ 1 番 電話は 2 番 ……」(天国と地獄)の曲でー

マイナ マイナ、 マイナ マイナ、
マイナ マイナ、 マイナ マイナ、
……

いまなら 最大 2 万ポイント、
カードを 持つなら マイナカード
締め切り 迫れば 延長するよ、
いつでも どこでも マイナ申請
役所の 窓口 行列できる、
そんなに 欲しいか ポイント乞食
銀行で 郵便局で、
店舗で 駅中までも、
までも、までも、までも、
……

保険も 免許も 銀行口座も、
なんでも かんでも 紐付けできる
義務化を しないと 言ってたけれど、
保健も 免許も 紐付けだ！
いつかは マイナで 納税できるよ、
納税しなけりゃ カードをロック
銀行口座に 直接手が伸び、
「国民の 義務です、納税は！」
おさめろ おさめろ おさめろ おさめろ、
おさめろ おさめろ おさめろ おさめろ、
……



マイナの ねらいは 個人の管理、
居場所も 貯金も 尻の毛までも
どこに いようと 逃さず管理、
徴兵 カードも マイナで通知
ミサイル 弾薬 軍艦 戦車、
アメリカ製だよ 数だけそろった
あとは 兵隊 そろえりゃ 完了、
マイナのおかげだ い・つ・で・も 戦争 戦争、
いつでも戦争 戦争、
戦争 戦争 戦争 戦争、
……

※原曲は右の QR コードから
聴くことができます。



みでね!
netで

【後記】初めてご寄稿をいただいた。とてもうれしい。通信を手にとってもらえることだけでもありがたいのに……。お叱りでも、ご批判でも、けっこうです。皆さんからの反応が励みです。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。